

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
5-(1)	省エネ法、温暖化防止条例に基づく届出の一元化推進	省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、「同じ情報は一度だけの原則（ワンス・オンリー原則）」等、「規制改革推進に関する第1次答申 ～明日への扉を開く～」(2017年5月、規制改革推進会議)に示された行政手続コスト削減の方針に則り、文書の様式・記載項目・届出先の一元化に向けた必要な措置を講じるべきである。	<p>省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期的報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。</p> <p>経済産業省は「『行政手続コスト』削減のための基本計画」において省エネ法定期報告の電子化に関する検討を行うことを掲げる一方、地方自治体への報告との重複については言及していない。</p> <p>省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。ワンス・オンリーの徹底と書式・様式の統一に向けた必要な措置を講じるべきである。</p> <p>国の地方自治体への関与は自治体の自主性及び自立性に配慮しなければならない原則があるとはいえ、「規制改革推進に関する第1次答申」において「地方自治体の行政手続については、地方自治体の理解と協力を得つつ、取組を進める」と記載されている以上は、自治体の理解・協力を得るための最大限の取組を行っていただきたい。</p> <p>省エネ法定期報告と地方自治体の温暖化防止条例等における報告の文書様式や記載項目、届出先の統一が進めば、事業者の事務コストが大幅に削減され、生産性の向上や、実質的な温暖化対策に割くことのできるリソースの増加、また効率的な行政の実現にも資することが期待される。</p>	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第14条、第15条 エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則第15条、第17条 地方自治体における地球温暖化防止条例等
5-(2)	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化	環境影響が限定的な火力発電所のリプレースについて、「発電所の設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(以下、「中間報告」)で示された取組みの実施状況やこれまでのアセス手続きでの実績等を踏まえて、次回のアセス法改正検討時においては、アセス手続きの合理化による期間短縮について議論して頂きたい。	<p>中間報告で定義された「改善リプレース」事業については、従来の環境アセスメント手続の質は維持しつつ、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)の適用による調査・予測手法の合理化、審査プロセス等における国、自治体、事業者の取組み等により、アセス期間の短縮を図ることとしている。</p> <p>既存の火力発電所については、これまで多数の法アセス手続が実施され、供用に当たって地元と環境保全協定等を締結するなど、事業者は着実に環境保全措置を講じて地域との信頼関係構築等を図り、長年にわたって環境保全に万全を期している。改善リプレースは、これらを背景に事業者が地域特性を十分把握した中での事業計画であるため、配慮書手続を行う意義は乏しい。加えて、ガイドラインの適用や先行事例の参照により、事業特性、地域特性を踏まえた調査、予測、評価手法を選定することができるため、方法書手続きも省略することが可能である。</p> <p>現状でも、国、自治体、事業者の運用改善によって審査期間の短縮が図られているが、審査遅延リスクを考慮すると事業者は法定期間を見積もって資金計画や設備の製作等の事業計画を立てざるを得ず、審査期間の短縮が本工事開始時期の前倒しに至らない可能性もある。</p> <p>平成28年度の規制改革要望(No: 290428002)に対し、政府は「『今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)』を踏まえ、運用上の取組によって最大限期間を短縮することで対応しています」と回答した。しかし、上記答申に対するパブコメにおいてはアセス手続期間短縮に関する多数の意見が寄せられている。また、中間報告においても、「今後適用する取組について、環境省及び経産省で連携して適宜フォローアップを行う」とされている。国、自治体、事業者の取組みによる審査期間の短縮やリプレースアセスの実績等を踏まえ、次回のアセス法改正検討においては、アセス手続の合理化による期間短縮について議論をして頂きたい。</p> <p>アセス手続期間が短縮され、かつ、工事着手時期の予見性が高まることにより、事業者が改善リプレースを積極的に選択するようになれば、古い発電所の更新が促進され、環境の改善につながる。</p>	環境影響評価法、環境影響評価法施行令 「発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(環政評発第121130301号)、発電所アセス省令